

関門港（門司・下関地区）

## 夜間入港実施要領

関門港夜間入港安全対策協議会

平成17年8月24日

## I　夜間入港について

関門港における夜間入港については、港則法第6条により規制されていたが、今般、F A L条約の批准に伴う港湾手続きの簡素化及び海上交通環境の向上等に伴う規制緩和により、平成17年11月1日をもって夜間入港規制が廃止される。

しかし、関門港は昼夜を問わず多数の通航船があること、海域によっては強い潮流の影響を受けること等、特殊な事情を考慮すれば何らかの安全対策が必要とされるところである。

については、関門港の海事関係者、港内事業者等による協議会を発足し、関門港における夜間入港にかかる諸問題を検討のうえ、「関門港(門司・下関地区)夜間入港実施要領」を作成したところである。

本実施要領により、夜間における港内の船舶交通の安全及び整頓が図られることを望むものである。また、本要領は将来に向けた課題も残しており、夜間入港の実績を積み上げながら本要領の見直しを図るとともに、今後、航路や岸壁施設を含む交通環境の整備を推進し、安全性と効率性が両立した港となることを期待するものである。

## II　夜間入港対象係留施設

夜間入港対象係留施設とは、協議会において調査検討の上、指定された係留施設、及び社団法人西部海難防止協会の委員会(以下、委員会という。)において安全対策が検討された係留施設とする。

なお、協議会において調査検討の上、指定された係留施設及び委員会において安全対策が検討された係留施設とは、別表1「関門港(門司・下関地区)夜間入港対象係留施設一覧表」による。

## III　夜間入港対象船舶

### 共通事項

- 1 本実施要領による夜間入港対象船舶は総トン数500トン以上の船舶とする。
- 2 本実施要領は、日没から日出までの間に入港する船舶に適用する。
- 3 危険物積載船でないこと。(港長が許可した場合を除く。)
- 4 巨大船等操縦性能の悪い船でないこと。(委員会による安全対策を策定している場合を除く。)
- 5 対象船舶であって、水先人が乗船する船舶については「関門港出入港船舶の標準喫水及び船型表」(関門水先業務協議会発行)により運用される。
- 6 夜間入港する船舶の船型及び航行環境を勘案し、協議会が必要と認めた場合は、夜間入港を計画しようとする係留施設の管理者は別途委員会を開催して安全対策を検討するものとする。

## IV 夜間入港の条件及び安全対策

### 共通事項

#### 1 総トン数3, 000トン未満の船舶に対する船長の入港実績

夜間入港にあたり、船長に求められる入港実績としては、次のいずれかの実績を有すること。ただし、水先人が乗船する場合は、この限りではない。

イ 過去1年以内に入港予定係留施設又はその付近に2回の入港した実績を有すること。

ロ 前回の入港が、過去1年以内にあり、かつ、過去2年以内に延べ3回の入港した実績を有すること。

※ その付近として取り扱う係留施設は、別表2「その付近として取り扱う係留施設区分表」による。

#### 2 気象・海象

原則として平均風速12m/s以下、波高1m以内及び視程1,000m以上であること。(定期旅客船を除く。)

#### 3 係留施設の照明設備

岸線が確認出来る常設又は移動式の照明設備があること。

#### 4 入出港時の連絡

夜間入出港する船舶は、関門海峡海上交通センターへ事前通報を行うとともに、国際VHF16チャンネルの聴守を励行し、同センターとの連絡を保持すること。

#### 5 AISの有効活用

AIS搭載船舶は、AISを適切に運用すること。

なお、AIS未搭載船舶にあっては、できる限り早い時期に搭載するものとする。

#### 6 海難防止審議に基づく安全対策

委員会の審議を経て作成された「夜間入港安全対策マニュアル」を有するコンテナバースについては、当分の間、同マニュアルの安全対策によるものとする。

#### 7 水先人乗船の推奨

強制水先対象船舶以外の船舶についても、できる限り水先人を乗船させることが望ましい。

## V 夜間入港対象係留施設以外の係留施設への夜間入港

本協議会による夜間入港対象係留施設(Ⅱ項目に定める別表に記載された係留施設)以外の係留施設に、やむを得ず、夜間入港する船舶については、次の基準によるものとする。

- 1 本実施要領に定める夜間入港対象船舶であり、総トン数1,000トン以下の船舶であること。
- 2 本実施要領に定める共通の夜間入港の条件及び安全対策に加え、水先人を乗船させること。  
なお、この場合、当該係留施設の管理者は、事前に協議会事務局に届け出て、確認を受けるものとする。

[施行期日]

本実施要領は、平成17年11月1日から施行する。

## 別表1-1

関門港（門司・下関地区）夜間入港対象係留施設一覧表  
 (委員会で安全対策が検討された係留施設)

対象岸壁	船型制限	気象・海象条件	安全対策
太刀浦7・8岸	「太刀浦コンテナ船夜間入出港安全対策マニュアル」による。		
太刀浦30・31岸 1バースとして			
太刀浦31・32岸 1バースとして			
日明東6・7岸	「小倉コンテナターミナル夜間入出港安全対策マニュアル」による。		
岬之町24・25岸	「岬之町コンテナ船夜間入出港安全対策マニュアル」による。		
岬之町24・25岸 1バースとして			

別表 1-2

関門港（門司・下関地区）夜間入港対象係留施設一覧表  
 (協議会において指定された係留施設)

対象岸壁	船型制限	共通事項以外の安全対策
新日鐵高炉セメン ト第2 ドルフィン (KH 6 3 C)	※総トン数1,000トン未満の船舶で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自船による回頭の場合、LOA53m以下</li> <li>・タグ使用又はスラスター使用の場合、LOA 80m以下</li> <li>・喫水4.1m以下</li> </ul>	※ 事前に入出港予定船舶の情報を把握し、堺川1号、2号灯浮標から着岸ドルフィンまでの間の水域においては、他の船舶との行き合いを避けること。
新日鐵高炉セメン ト第4 ドルフィン (KH 6 4 C)	※総トン数2,000トン未満の船舶で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自船による回頭の場合、LOA80m以下</li> <li>・タグ使用又はスラスター使用の場合、LOA 120m以下</li> <li>・喫水5.0m以下</li> </ul>	
九地整基地岸壁 (KH 6 5 C)	※総トン数2,000トン未満の船舶で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自船による回頭の場合、LOA80m以下</li> <li>・タグ使用又はスラスター使用の場合、LOA 120m以下</li> <li>・喫水5.0m以下</li> </ul>	
日明東3号岸壁 (KH 0 3 C)	※総トン数10,000トン未満の船舶で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自船による回頭の場合、LOA100m以下</li> <li>・タグ使用又はスラスター使用の場合、LOA 150m以下</li> <li>・喫水10.0m以下</li> </ul>	※ 事前に通航予定船舶の情報を把握し、早鞆瀬戸及び大瀬戸から日明水路までの海域においては、他の船舶との行き合いをできる限り避けるよう配慮すること。
日明東4号岸壁 (KH 0 4 C)		
日明東5号岸壁 (KH 0 5 C)		
住友西部副原料 岸壁 (KS 7 6 C)	※総トン数5,000トン未満の船舶で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自船による回頭の場合、LOA100m以下</li> <li>・タグ使用又はスラスター使用の場合、LOA 150m以下</li> <li>・喫水5.0m以下の船舶</li> </ul>	
住友大阪セメン ト小倉SSドル フィン (KS 6 3 C)	※総トン数900トン未満の船舶で喫水4.5m 以下の船舶	※ 事前に入出港予定船舶の情報を把握し、砂津航路から着岸ドルフィンまでの間の水域において、他の船舶との行き合いを避けること。
浅野2号岸壁 (KS 8 2 C)	※総トン数6,000トン未満の船舶で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自船による回頭の場合、LOA92m以下</li> <li>・タグ使用又はスラスター使用の場合、LOA138m 以下</li> <li>・喫水6.8m以下</li> </ul>	※ 事前に入出港予定船舶の情報を把握し、砂津航路から着岸岸壁までの間の水域において、他の船舶との行き合いを避けること。  ※ 定期旅客船の入港時の気象・海象の基準等は、「運航管理規程」の定めるところによる。

別表 1-3

関門港（門司・下関地区）夜間入港対象係留施設一覧表  
 (協議会において指定された係留施設)

対象岸壁	船型制限	共通事項以外の安全対策
門司 1 号岸壁 (M Z O 1 C)	※総トン数10,000トン未満で喫水9.0m以下の船舶	※ 潮流(早鞆瀬戸)5ノット以下 ※ 事前に通航予定船舶の情報を把握し、早鞆瀬戸においては、他の船舶との行き合いができる限り避けるよう配慮すること。
門司 2 号岸壁 (M Z O 2 C)		
田野浦 2 号+3 号 岸壁	※総トン数10,000トン未満で喫水7.2m以下の船舶	
日本サルヴェージ C ドルフィン (T S O 1 C)	※総トン数2,200トン未満で喫水6.7m以下の船舶	※ 潮流(早鞆瀬戸)5ノット以下
日本サルヴェージ D ドルフィン (T S O 2 C)	※総トン数1,200トン未満で喫水5.2m以下の船舶	
太刀浦 3 号岸壁 (T U O 3 C)	※総トン数10,000トン未満で喫水9.0m以下の船舶	※ 潮流(早鞆瀬戸)5ノット以下 ※ 事前に通航予定船舶の情報を把握し、早鞆瀬戸においては、他の船舶との行き合いができる限り避けるよう配慮すること。
太刀浦 4 号岸壁 (T U O 4 C)		※ 潮流(早鞆瀬戸)5ノット以下
太刀浦 5 号岸壁 (T U O 5 C)		※ 総トン数3,000トン以上の船舶は入港にあたって水先人を乗船させるものとする。
太刀浦 6 号岸壁 (T U O 6 C)		※ 事前に通航予定船舶の情報を把握し、早鞆瀬戸においては、他の船舶との行き合いができる限り避けるよう配慮すること。
太刀浦 28 号岸壁 (T U 28 C)	※総トン数10,000トン未満で ・自船による回顧の場合、LOA100m以下 ・タグ使用又はスラスター使用の場合、 LOA150m以下 ・喫水9.0m以下の船舶	
太刀浦 34 号岸壁 (T U 34 C)	※総トン数10,000トン未満で喫水9.0m以下の船舶	

別表 1-4

関門港（門司・下関地区）夜間入港対象係留施設一覧表  
(協議会において指定された係留施設)

対象岸壁	船型制限	共通事項以外の安全対策
新門司フェリー、 1号岸壁 (S Z 3 1 C)	※総トン数1「5,000トン未満で喫水7.2m以下の船舶	※事前に出入港予定船舶の情報を把握し、新門司航路から着岸岸壁までの間の水域において、他の船舶との行き合いを避けること。 定期旅客船の入港時の気象・海象の基準等は、各社の「運航管理規程」の定めるところによる。
新門司フェリー 2号岸壁 (S Z 3 2 C)	※総トン数15,200トン未満で喫水7.2m以下の船舶	実施要領IV項目1に定める船長の入港実績については、総トン数、3,000トン以上の船舶にも適用する。
新門司フェリー 3号岸壁 (S Z 3 3 C)	※総トン数15,000トン未満で喫水7.2m以下の船舶	
名門大洋フェリー 鄭専用岸壁 (S Z 0 8 C)	※総トン数10,000トン未満で喫水8.1m以下の船舶	
新門司北6号 岸壁 (S Z 2 0 C)	※総トン数12,900トン未満の船舶(RORO船に限る。)で、 ・自船による固頭の場合、LOA126m以下	※事前に出入港予定船舶の情報を把握し、新門司航路から着岸岸壁までの間の水域において、他の船舶との行き合いを避けること。
新門司北7号 岸壁 (S Z 2 1 C)	・タグ使用又はスラスター使用の場合、 LOA190m以下 ・喫水6.8m以下	※実施要領IV項目1に定める船長の入港実績については、総トン数3,000トン以上の船舶にも適用する。
新門司北8号 岸壁 (S Z 2 2 C)	※総トン数12,900トン未満の船舶・(RORO船に限る。)で、 ・自船による回顧の場合、LOA126m以下	
新門司北9号 岸壁 (S Z 2 3 C)	・タグ使用又はスラスター使用の場合、 LOA190m以下 ・喫水9.0m以下	
旭洋造船(株)専 用岸壁 (T S 0 2 C)	※総トン数10,000トン未満で喫水5.0m以下の船舶	※タグ2隻以上を使用のこと。
三菱重工業下関 造船所1号岸壁 (S M 5 3 C)	※総トン数25,000トン未満の船舶で、 ・LOA193m以下 ・喫水5.9m以下の船舶	※タグ2隻以上を使用のこと。
三菱重工業下関 造船所2号岸壁 (S M 5 4 C)		
三菱重工業下関 造船所5+6号 岸壁	※総トン数6,500トン未満の船舶で、 LOA193m以下 ・喫水5.9m以下の船舶	

## 別表 1－5

関門港(門司・下関地区)夜間入港対象係留施設一覧表  
 (協議会において指定された係留施設)

対象岸壁	船型制限	共通事項以外の安全対策
三菱重工業下関 造船所 7号岸壁 (SM 5 5 C)	※総トン数6,500トン未満の船舶で、 ・LOA193m以下 ・喫水5.9m以下の船舶	※ タグ2隻以上を使用のこと。
三菱重工業下関 造船所 8号岸壁 (SM 5 6 C)	※総トン数25,000トン未満の船舶で、 ・LOA193m以下 ・喫水5.9fn以下の船舶	
三菱重工業下関 造船所 14号岸壁 (SM 5 7 C)	※総トン数25,000トン未満の船舶で、 ・LOA193m以下 ・喫水4.9m以下の船舶	
関門浮標基地専 用ドルフィン (NS 6 0 C)	※総トン数1,000トン未満で喫水3.1m以下の船 舶	※ 回し付け原則行わないこと。

「その付近」として取り扱う係留施設の区分表

別表2

港区	「その付近」として取り扱う係留施設
田野浦区	田野浦区の各係留施設(太刀浦の係留施設を除く。)
	太刀浦1号岸壁から6号岸壁
	太刀浦7号岸壁から8号岸壁
	太刀浦9号岸壁から29号岸壁
	太刀浦30号岸壁から42号岸壁
門司区	門司区の各係留施設
下関区	下関区の各係留施設
西山区	西山区の各係留施設(福浦湾の係留施設を除く。)
	福浦湾の各係留施設
小倉区	高浜船だまりの各係留施設
	砂津泊地の各係留施設
	紫川泊地の各係留施設
	日明泊地の各係留施設
	日明北泊地の各係留施設
	堺川廃棄物積出桟橋から堺川九州電力桟橋に至る係留施設
	堺川新日鐵高炉セメントの各係留施設
長府区	長府区の各係留施設
新門司区	新門司区の各係留施設
六連島区	六連島区の各係留施設